

串間市学校給食共同調理場給食搬送等業務委託仕様書

1. 趣旨

この仕様書は、串間市学校給食共同調理場給食搬送等の運営管理業務委託の仕様を定めるものとする。

2. 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

3. 使用車両

使用する車両は、次の串間市が所有する自家用自動車（以下「車両」という。）として、受託者に無償で貸与する。

（1）小型トラック（最大積載量2トン A T車） 4台

4. 使用コンテナ

使用するコンテナは、串間市が所有する給食用コンテナ（以下「コンテナ」という。）を次のとおり受託者に無償で貸与する。

（1）コンテナ 14台

5. 主な業務内容と留意事項

（1）串間市立小学校及び中学校への給食搬送等

受託者は、次の要領に従いコンテナ及び車両を用いて市内各小・中学校へ給食の配達・回収を行うこと並びにその他教育委員会が認めた業務等（以下「給食搬送等」という。）について、安全かつ確実に遂行しなければならない。

- ①主食及び副食の食缶並びに食器等（以下「食缶等」という。）をコンテナに格納すること。
- ②食缶等を格納したコンテナを搬送対象学校へ搬送すること。
- ③給食終了後、食缶等が格納されたコンテナを学校給食共同調理場へ回収すること。
- ④回収したコンテナを洗浄及び消毒した後、所定の位置に配置すること。
- ⑤コンテナプール等を清掃及び消毒すること。
- ⑥配缶作業への協力のほか食缶等の受渡しをすること。

（2）コンテナ及び車両の洗浄、消毒、日常点検等

受託者は、食缶等のコンテナへの格納、配達を行う前にコンテナ及び車両（以下「搬送車等」という。）の日常点検、給油、清掃、備品管理を行い、給食搬送に支障がないよう努めなければならない。また、コンテナ保管場所であるコンテナプール等を清掃及び消毒すること。

(3) 貸与された搬送車等の管理

受託者は、搬送車等を適正に管理しなければならない。なお、貸与された搬送車等は、給食搬送以外の目的に使用してはならない。

(4) 給食搬送等状況の報告

受託者は、給食搬送等の状況について、指定する給食搬送等業務日誌により学校給食共同調理場に報告しなければならない。

(5) 法令等の遵守

受託者は、学校給食法、食品衛生法、道路交通法及び関係法規・規定・基準を遵守するよう従事者を指導し、安全で確実な業務遂行と緊急時の速やかな対応等ができるよう定期的な教育体制を整え、従事前に健康状態等を対面にて確認し、異常を認めた場合は代替員を従事させること。

(6) 事故等の緊急事態が発生した場合の報告及び処理

車両に関する危険負担の軽減のため、あらかじめ受託者の側で必要な保険に加入するなど、必要な措置を講じなければならない。

受託者は、交通事故、不測の事態等が発生した場合は、直ちに緊急連絡先に連絡するとともに教育委員会及び学校給食共同調理場と協議のうえ事故等の処理にあたること。ただし、事故発生時の現場処理、示談交渉及び損害賠償については、受託者の負担により誠実に対応すること。

なお、自然災害等が発生又はその恐れがある場合には、学校給食共同調理場と協議の上、対応を決めるこ。

(7) 学校行事・立入検査等への協力

受託者は、学校等が行う行事や学校給食共同調理場が行う給食試食会等に協力するとともに、保健所等の公的機関、市及び市の指定する者が行う立入検査があった場合は、必要に応じて立合い等をするものとする。

(8) 日常的に使用する場所の清掃等

トイレ等日常的に使用する場所の清掃（週1回以上）、敷地内の環境整備に努めること。

(9) 搬送車等の事前の試行

受託者は、搬送車等を安全に使用できるよう学校給食共同調理場と協議して、事前に搬送車等を試行すること。ただし、受託者に変更が生じない場合は免除することができる。

(10) その他

給食搬送等について必要な業務事項については、教育委員会及び学校給食共同調理場、受託者がその都度協議して決定する。

6. 給食搬送責任者及び従事者

(1) 給食搬送等責任者の配置

受託者は、業務委託を円滑に遂行するために、業務全般を統括する給食搬送等責任者を配置し、給食搬送等に従事する者の指揮・命令を行うとともに、学校給食共同調理場との連絡調整等を行うこと。また、携帯電話等により学校給食共同調理場と常時連絡可能な状態にすること。

(2) 従事者名簿の提出

受託者は、従事者の名簿をあらかじめ学校給食共同調理場に届け、従事者に変更がある場合は都度届けること。また、病欠、欠勤等による業務遅滞等のないよう、予備の従事者を定めておくこと。

(3) 健康診断及び腸内細菌検査

受託者は、受託者の負担により従事者について年1回以上の健康診断と月2回以上の腸内細菌検査を実施するとともに、その記録を学校給食共同調理場に提出すること。なお、新たな従事者を業務に従事させる場合は、当該新たに従事する日の2週間前の日から従事する日の前日までの間に腸内細菌検査を実施するとともに、その記録を学校給食共同調理場に提出すること。

(4) ノロウィルス検査

腸内細菌検査とは別に、10月から3月までの間に6回以上のノロウィルス検査を実施するとともに、その記録を学校給食共同調理場に提出すること。

(5) 食品衛生上支障のおそれのある者

下痢症状、発熱、咳、外傷、皮膚病等感染性疾患で食品衛生上支障のおそれのある者を業務に従事させてはならない。また、従事者はもとよりその者の家族（同居人等を含む。）が発症した場合においても、学校給食共同調理場にその旨を届け出ること。

7. 業務の実施

(1) 実施日数 概ね220日

※小・中学校の夏季休業期間終了日前の5日間は実施する。

※12月29日から翌年1月3日までの日を除いて実施する。

※上記以外は、受託者と別途協議する。

(2) 業務時間 月曜日～金曜日（祝日除く） 8：30～15：00

(3) 搬送時間表 別紙①

(4) 費用負担 別紙②

8. 日常点検整備記録簿の提出

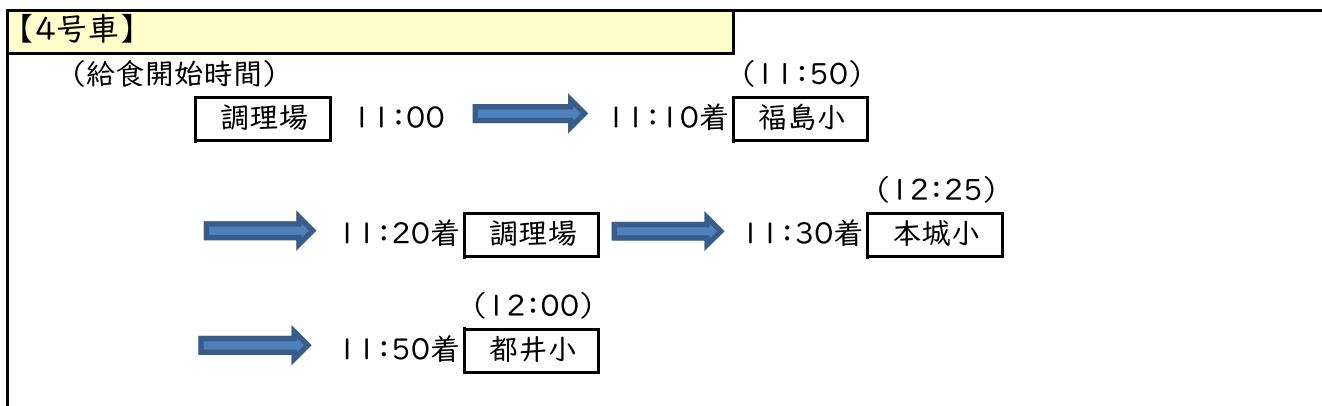
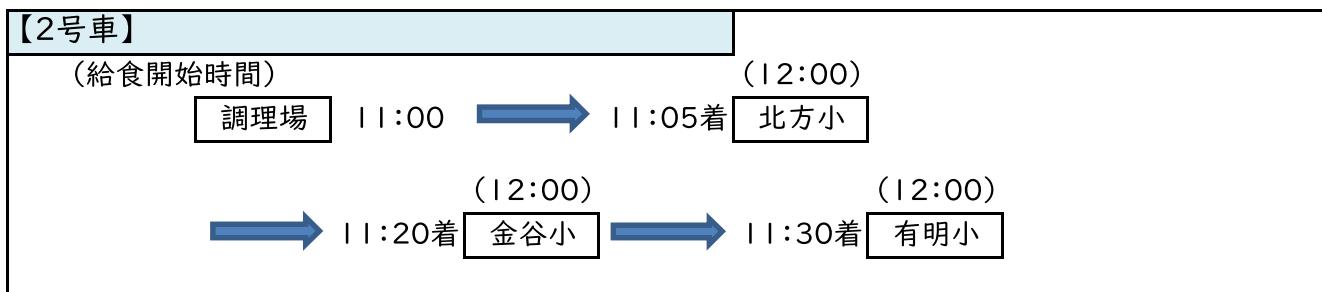
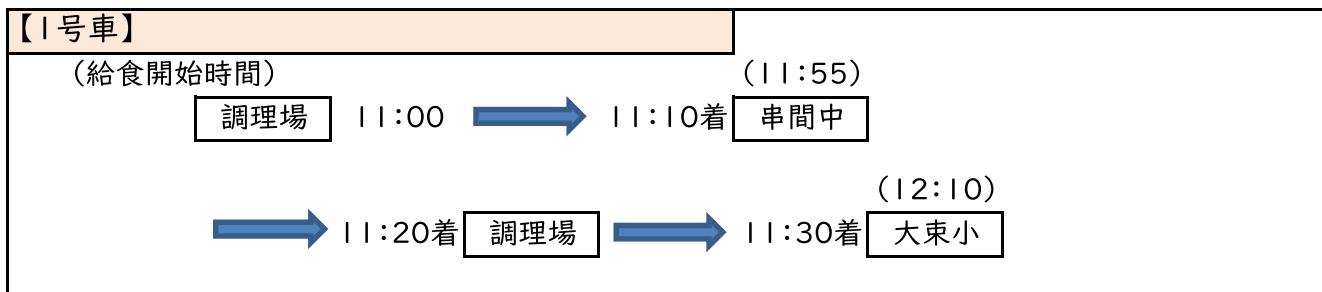
受託者は、指定する日常点検整備記録簿を翌月5日までに学校給食共同調理場に提出すること。

9. その他

給食搬送等の運営管理にあたり、その内容等について必要に応じて協議を行うものとする。

そのほか、この仕様書に定めのない事項にあっても、本業務に付随する業務は誠意をもって実施すること。

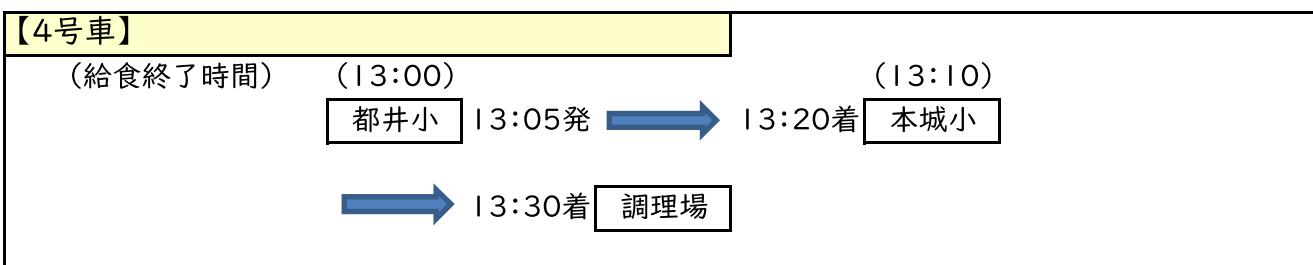
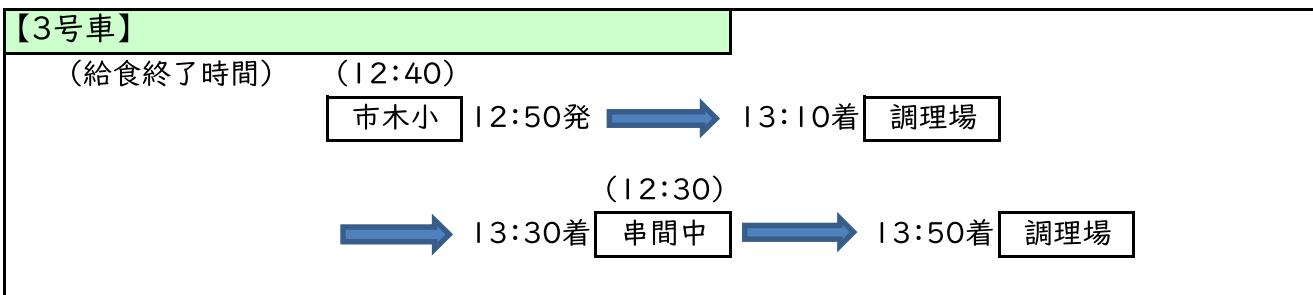
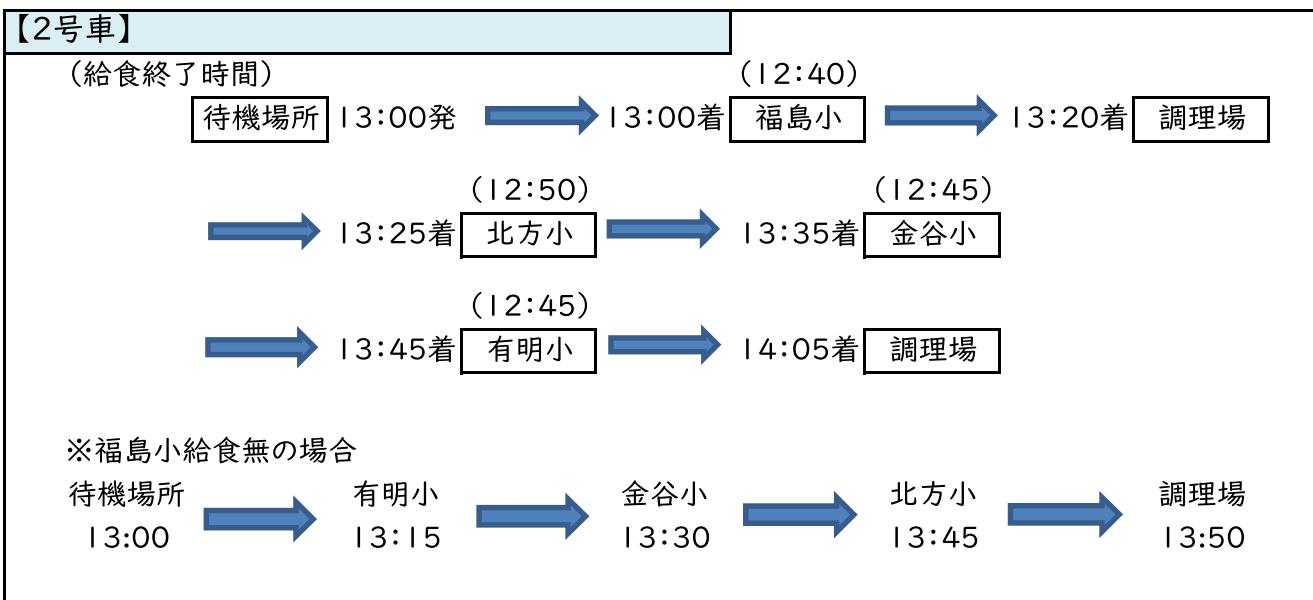
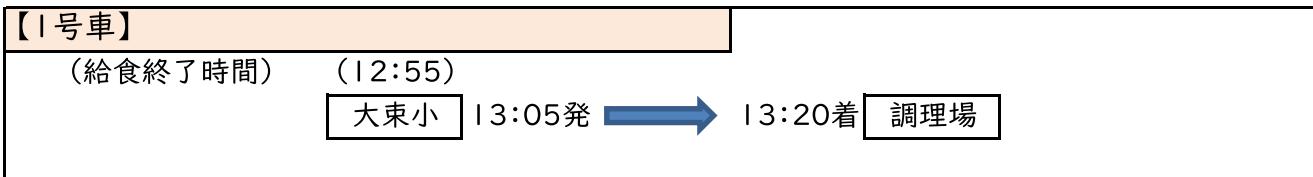
串間市学校給食共同調理場 搬送時間表



※ 行事変更がある場合には時間が前後しますのでご了承ください。

【予備】 Eさん Fさん

串間市学校給食共同調理場 搬送時間表



※ 行事変更がある場合には時間が前後しますのでご了承ください。

費用負担内訳表

費目	内容	受託者	串間市
人件費	給与、通勤手当、福利厚生等	○	
車両整備費	車検整備費 継続検査費 法定点検費 重量税、自賠責保険料、検査登録印紙代 車両修繕料 タイヤ購入費 エンジンオイル、エレメント代		○
	故意又は過失により発生した上記の費用	○	
燃料費	軽油代		○
消耗品費	従事者制服代（白衣、帽子、マスク、上履き靴等） 清掃用消耗品費（洗車ブラシ、タオル、ほうき等） 事務用品消耗品等	○	
任意保険料	対人 無制限 対物 無制限 車両保険	○	
教育研修費		○	
運転管理費		○	